別表六の二(一)「「38
25」」＋別表六の二(一)「6の③」を「所得税の額（別表六の二(一)「13」）」に改め、同表の記載要領等第四号(1)中「第68条の９第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を「、」とし、「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を加え、同号②ヰ「別表六(二十五)「31」」を「別表六(二十六)「31」」に改める。

別表一の記載要領等第一号ヨの表中「（ふりがな）／連結親法人名」を「（ふりがな）／連結親法人名／法人番号」に、「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）」を「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）」に改める。

別表六の二(三)「24」＋別表六の二(四)「13」＋別表六の二(五)「21」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「52」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「38」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「17」＋別表六の二(十六)「37」＋別表六の二(十七)「18」＋別表六の二(十八)「22」＋別表六の二(十九)「42」＋別表六の二(二十)「19」）を「法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「12」＋別表六の二(六)「21」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「52」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「38」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「27」＋別表六の二(十六)「17」＋別表六の二(十七)「37」＋別表六の二(十八)「18」＋別表六の二(十九)「22」＋別表六の二(二十)「42」＋別表六の二(二十一)「19」）」に改める。

別表六の二(一)「「38
25」」＋別表六の二(一)「6の③」を「所得税の額（別表六の二(一)「13」）」に改め、同表の記載要領等第四号(1)中「第68条の９第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を「、」とし、「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を加え、同号②ヰ「別表六(二十五)「31」」を「別表六(二十六)「31」」に改める。

別表一の記載要領等第一号中「、会社」の次に「（投資法人を含む。以下この記載要領において同じ。）」を加え、同第七号(1)ヰ「又は第３号」を「から第５号まで」に改める。